

環境配慮契約法の施行状況等に関する提案内容と検討の進め方（案）

【平成24年度第1回環境配慮契約法基本方針検討会提出資料】

契約類型	検討課題	課題に対する対策案	障害となる既存の施策・制度等	検討の進め方（案）
電気の供給を受ける契約	<p>現行の裾切り方式を変更する場合は、特定規模電気事業者（以下「新電力」という。）が利用できない電源（原子力、大型水力等）が、公正な競争を阻害しない制度設計とすべき</p>	<p>新電力は、原子力や大型水力等の電源の電気を利用できないことから、これらの電源を除く電源により環境面の評価を行うことが公平性の担保に資するものと考えられる</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・裾切り方式に採用する評価要素や配点等の具体的な内容については、環境配慮契約法基本方針検討会の下に本年度設置予定の電力専門委員会において検討を行う ・環境配慮契約法の施行状況、競争環境等については、環境配慮契約法基本方針検討会の下に本年度設置予定の5年目専門委員会において状況把握・分析し、課題抽出を行う
電気の供給を受ける契約	<ul style="list-style-type: none"> ・RPS電源を含む既存電源が対象となる再生可能エネルギー固定価格買取制度により、新電力にとって二酸化炭素排出係数を低減するための手段が限定的になるため、原子力発電や大型水力発電を有する一般電気事業者との競争格差が拡大する懸念がある ・これまで再生可能エネルギーを積極的に導入し、二酸化炭素排出係数の低減に努めてきた新電力が競争において相対的に不利になる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮契約法において裾切りに使用する二酸化炭素排出係数の算定方法について、固定価格買取制度の対象となる電源は従前のとおり、ゼロエミッション電源として取り扱うか、又は、排出係数の配点比率を引き下げ、裾切り基準に採用する評価要素として「見える化」や「効果的なピーク対策」等の節電促進サービスの提供実績を採用する ・固定価格買取制度の対象となる電源に対する評価を行う場合は、新電力に30分同時同量の制約（再生可能エネルギーを電源とする場合のリスク）がある点を考慮すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定価格買取制度の対象となる電源の環境価値の配分方法 ・地球温暖化対策推進法における事業者別排出係数の算定方法との整合 	<ul style="list-style-type: none"> ・裾切り方式に採用する評価要素や配点等の具体的な内容については、環境配慮契約法基本方針検討会の下に本年度設置予定の電力専門委員会において検討を行う ・環境配慮契約法の施行状況、競争環境等については、環境配慮契約法基本方針検討会の下に本年度設置予定の5年目専門委員会において状況把握・分析し、課題抽出を行う
電気の供給を受ける契約	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮契約法施行後5年が経過するが、新電力が二酸化炭素排出係数の改善のために調達可能な電気的环境は改善されていない。引き続き電気事業者の二酸化炭素排出係数が裾切り方式の評価要素として採用される場合は、競争の公平性の観点から、新電力が排出係数を改善するための手法・手段の拡大が必要である ・新電力が調達し得る電源として地方公共団体の所有するごみ発電や水力発電（以下「公営電力」という。）がある。しかし、公営電力は一般競争入札に付することが原則となっているにもかかわらず、一部しか入札に付されておらず、新電力にとって調達が困難となっている 	<p>公営電力を一般競争入札に付すことが、公正な競争の観点、新電力の二酸化炭素排出係数の改善の観点から、望ましい旨基本方針に記載する</p>		<p>環境配慮契約法の施行状況、競争環境等については、環境配慮契約法基本方針検討会の下に本年度設置予定の5年目専門委員会において状況把握・分析し、課題抽出を行う</p>